

岐阜市福介第 682 号  
令和 2 年 10 月 6 日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

岐阜市福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地域密着型サービスの運営推進会議について（通知）

日ごろは、本市の介護保険行政に対し、御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の予防対策に、日々御配慮いただき、まことにありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の終息時期が、いまだ見通せない状態が続いていることから、地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、「介護・医療連携推進会議」）について、岐阜市では当面の間、下記のとおり取り扱うこととします。

また、この取扱いを終了する際は、改めて通知します。

記

- 1 令和 2 年 2 月 27 日の通知のとおり、当面の間、運営推進会議を延期または中止した場合であっても、運営基準違反とならない取扱いとするものの、今後も同会議の延期が長期化することを踏まえて、合議による開催に代えて、書面会議（文書による情報提供・意見照会）の開催を検討し、実施されるようお願いいたします。
- 2 以下の対応を行った場合は、会議を開催したものとみなすこととします。

書面会議の実施

議事内容を会議の構成員に文書等で送付し、寄せられた評価、要望、助言等を議事録に記録するとともに、下記の介護保険課からの質問事項に対する回答を議事録に記載して、市へ議事録を提出した場合。

介護保険課からの質問事項（今後、質問内容を変更する場合は、通知します。）

①感染症予防に対する貴事業所における最近の取り組みについて

（例：衛生管理、研修、感染症発生時におけるシミュレーションの実施状況等）

②非常災害時（火災・水害等）における貴事業所における最近の取り組みについて

（例：研修、訓練、啓発の実施状況等）

なお、「岐阜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」における以下の規定について、今後も留意した対応をお願いいたします。

第 61 条の 17（一部抜粋）

指定地域密着型通所介護事業者は、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

第 61 条の 17 第 2 項

指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表しなければならない。

※ 地域密着型通所介護事業以外の地域密着型サービス事業におかれては、「指定地域密着型通所介護事業者」を、各地域密着型サービス事業者に読み替えてください。

◎ その他留意事項

- ・以上の取扱い方針は、事業所の判断で運営推進会議を開催することを妨げるものではありません。開催される場合は、必ず感染防止対策（手洗いの徹底、マスク着用等）を行ったうえで開催いただくようお願いいたします。
- ・以上の取扱いは、岐阜市独自の方針であるため、利用者が他市町村の被保険者である場合等は、各保険者に適宜御確認ください。

〒500-8701 岐阜市今沢町 18 番地  
岐阜市福祉部介護保険課支援係 担当：岩城・天野  
T E L : 058-214-2093(直通)  
F A X : 058-267-6015  
E-mail : kaigo@city.gifu.gifu.jp